

所得税と住民税の所得控除額の違い

所得税と住民税では所得控除額が違うのをご存知でしょうか？

所得税がゼロ（年税額）なのに住民税の所得割が発生したという話はよくあることで、所得税がかからないから住民税もかからない（均等割等は除きます）と思われる方が多いと思いますが、医療費控除、社会保険料控除など以外のほとんどの所得控除で金額が異なります。

給与は103万円までなら大丈夫というのは、所得税の扶養になれるかどうかと所得税がかかるかどうかのラインですので、住民税の所得割までかからないのは給与収入で100万円がラインになります。

【差のある所得税額控除比較表】

所得控除の種類	所得税の控除額	住民税の控除額	備 考
生命保険料控除	10万円（最高）	7万円（最高）	
地震保険料控除	5万円（最高）	2万5千円（最高）	
障害者控除	27万円（40万円） ※同居特別障害者は 75万円	26万円（30万円） ※同居特別障害者は 53万円	（ ）は特別障害者の場合
寡夫控除	27万円	26万円	
寡婦控除	27万円（35万円）	26万円（30万円）	（ ）は特別の寡婦の場合
勤労学生控除	27万円	26万円	
扶養控除（一般）	38万円	33万円	
扶養控除（特定）	63万円	45万円	
扶養控除 （同居老親以外の 老人）	48万円	38万円	
扶養控除（同居老 親）	58万円	45万円	
配偶者控除（一 般）	38万円	33万円	
配偶者控除（老 人）	48万円	38万円	
配偶者特別控除	38万円（最高）	33万円（最高）	
基礎控除	38万円	33万円	